

答申第28号  
(諮問第33号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

滋賀県教育委員会教育長(以下「実施機関」という。)が、「1 平成15年度滋賀県立中学校入学者選抜における滋賀県立守山中学校の「出願・受検者数等総括表」、2 平成16年度滋賀県立中学校入学者選抜における滋賀県立守山中学校の「出願・受検者数等総括表」、3 平成17年度滋賀県立中学校入学者選抜における滋賀県立守山中学校の「出願・受検者数等総括表」(以下「本件対象公文書」という。)について、その一部を非公開とした部分のうち、小学校名については公開すべきである。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公文書の公開の請求

平成17年2月1日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、本件対象公文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、本件対象公文書を特定した。

同年2月14日、実施機関は、本件対象公文書中の「小学校名」(「市町村立」の記載を除く(ただし、一つの市町村に一つの小学校しかない場合を除く))および「出願者数」、「欠席者数」については、データを組み合わせることにより、個人を特定できる情報となるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがあるため条例第6条第1号に該当し、また、受検者数および入学許可予定者数を小学校名とともに公開することにより、小学校ごとに学校を比較し、学校を評価するなど誤った判断を生じさせるおそれがあり、検査に係る正確な事実の把握を困難にするとともに、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例第6条第6号にも該当することから非公開とし、公文書一部公開決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

同年2月17日、審査請求人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、本件処分を不服として滋賀県教育委員会(以下「諮問実施機関」という。)に対して審査請求を行った。

### 第3 審査請求の内容

#### 1 審査請求の趣旨

非公開とされた部分のうち小学校名の公開を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書および諮問実施機関の理由説明書に対する意見書、意見陳述に

おいて述べている審査請求の理由は、次のように要約される。

- (1) 「個人を特定できる情報となるおそれ」という点は蓋然性が極めて低く、理由にならない。
- (2) 個人名の開示を要求してはいない。小学校ごとの受検者と入学許可予定者の数を開示してほしいと請求したまでである。数字を開示することと個人を特定すること、またそこから個人に不利益なことをすることには、一定程度の距離がある。
- (3) 高校と違って中学校は義務教育のため、当該生徒がいずれかの中学に入学することによって「入学許可予定者となったか否か」はほとんど推測可能であり、特に守られるべき情報であるか疑問が残る。
- (4) 受検に子どもは友達と一緒にいくし、親も一緒にいくことになるので、現実には同一の小中学校内では、誰が受検し誰が合格したのかは、子どもや保護者のネットワークで知れ渡っている。今さら個人が特定されるとか、特定できないというのはナンセンス。また、小学校名が開示されたからといってそれをもとにわざわざ受検者個人を特定しようとする者がいると考える理由、またそれによってどのような利益が期待できるのかわからない。
- (5) 小学校の卒業生の進学先ごとの数は、これまで小学校に個別に問い合わせれば公表されていたものであり、条例第6条第1号ただし書アに該当する。本情報は、中高一貫校設置の影響や今後の教育施策を考えるうえで、教育社会学的にみて貴重な資料であり、条例第6条第1号ただし書イに該当する。
- (6) 入学許可予定者数は、一定の考査によって選ばれた受検者から、さらに抽選を行った数であり、小学校の順位付けに適切な資料ではない。
- (7) 選抜に当たっての不透明さによって保護者の不安は高まっている。県立守山中学校入学者選抜について様々な言説が流布している。小学校名が非公開だと言説の真偽は確かめようがない。根拠がない噂を否定する公益性は存在すると考える。
- (8) 県教育委員会は、新しい教育制度を作った以上、徹底的な情報公開によって、保護者の間に教育行政への不信感が広がるのを防ぐべきである。選抜にあたっての小学校名の公表は、小学校にとってのメリットもある。小学校へ適切な刺激を与えることになり、教師の、子供一人ひとりの個性に沿った対応をしようという意識がこれまで以上に高まるものと期待される。非公開とした県教育委員会の見解には、正確な情報を与えても保護者は「誤った評価」をするに違いないという保護者（市民）蔑視観があるように思われる。

#### 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が理由説明書および口頭説明において述べている内容は、次のように要約される。

- (1) 受検者数および入学許可予定者数は、小学校ごとにみると、受検者は1人から数人、入学許可予定者は1人や0という場合が多く、受検者の友人や同じ学校からの受検者、それらの保護者や親戚等の関係者が、その受検者の受検を知っていれば、小学校ごとの入学許可予定者数を知ることによってその受検者が「入学許可予定者になったか否か」を特定することができる。また、受検をしなかった者について、推定していたものが事実と特定できる情報になる。これらの情報は個人を特定することができる情報であり、他人に知られたくないケー

スもあり、保護すべき情報と考えられる。よって、条例第6条第1号に該当する。

- (2) 審査請求人は、推測可能であるので公開しても問題ないと主張されるが、それはあくまでも推測であり、公開することにより推定が特定になる。
- (3) 小学校の卒業生の進学先ごとの数は、慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報ではないので、条例第6条第1号ただし書アに該当しない。条例第6条第1号ただし書イに該当するというには単に学問に資するというだけでは十分ではないと解する。また、市町名を公開しているので、学校名を公開せずとも教育社会学の資料としては十分と考える。噂の真偽については既に公開した文書で検証していただくことができる。
- (4) 小学校ごとの受検者数、入学許可予定者数を公開すれば、入学許可予定者数そのものの多い、少ないによる順位付けが行われることや受検者の多い市においては、受検者数に対する入学許可予定者数の割合による順位付けが行われ、これらの順位による誤った評価が学校に対してなされるおそれがある。

小学校が児童、保護者や県民から誤った評価を受けることになり、このような情報を公開した入学者選抜に対して、信頼を失うおそれがある。小学校や市町教育委員会からの信頼を失い、協力が得られなくなれば、小学校、市町教育委員会との協力体制のもとで実施してきた県立中学校入学者選抜に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

中高一貫教育校の県立中学校入学者選抜においては、学力検査を行っていない。これは学校教育法施行規則で定められているものであるが、受験競争の低年齢化を招かないためである。小学校ごとの受検者数や入学許可予定者数を公開すれば、小学校間の競争や児童の競争心をあおるおそれがある。また、県立中学校入学者選抜において、競争試験を行ったような印象を与えてしまい、過度の受験競争を招くおそれがある。さらに、これまで県教育委員会として、児童、保護者や教育関係者に学力検査ではないとしてきた県立中学校の入学者選抜に対して、小学校間の競争を目指したものではないかと誤解されるおそれがあり、今後の県立中学校入学者選抜に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから条例第6条第6号に該当する。

- (5) 小学校ごとの受検者数および入学許可予定者数を公開することにより、個人が特定されるケースが生じ、個人のプライバシーを侵害するおそれがあること、および県立中学校入学者選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることにより、あえて当該文書を公開するだけの公益上の必要性があるとは認められないため、条例第8条に該当しない。

## 第5 審査会の判断

### 1 審査会の判断理由

#### (1) 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

なお、本件は、中高一貫教育校である滋賀県立中学校の入学選抜に係る情報の公開が求められた事案である。滋賀県の中高一貫教育校は、6年間の学習や活動を通して、たしかな学力や生きる力、個性や創造性を伸ばすこと、生徒の人間性や社会性を育成することなどを目標として、平成15年4月より導入された制度である。本制度は、未だ歴史が浅く、また、ほとんどの児童・生徒が従来の中学校・高等学校に進学する中、従来なかった新たな選択肢として示されたものであることから、中学校への進学を控えた児童や保護者をはじめ、県民から高い関心を集めているものと考えられる。

当審査会は、以上を踏まえたうえで以下のとおり判断する。

## (2) 本件対象公文書について

諮問実施機関の説明によると、中高一貫教育校である県立中学校については、学校教育法施行規則第65条の14において準用する第65条の7第2項により、学力検査を行わないこととされているので、作文、面接、個人調査報告書を資料として、志願者の意欲や目的意識、適性等を総合的に判断して入学候補者の選抜を行い、さらにその入学候補者の中から抽選を行うことによって入学許可予定者を決定しているとのことである。

本件対象公文書は、滋賀県立中学校入学選抜における滋賀県立守山中学校の実施結果について、小学校ごとに出願者数、欠席者数、受検者数、入学許可予定者数が記載された一覧表形式の文書である。

諮問実施機関の説明によると、本件対象公文書は、県教育委員会が各市町教育委員会に入学許可予定者数を通知することにより、市町教育委員会が行う市町立中学校への就学指定を円滑に行うために作成されたものであるとのことである。

本件対象公文書は、次の内容の各欄で構成されている。

- ・「番号」(各学校毎に割り振られた整理番号)……公開
- ・「小学校名」……非公開(「市町村立」の記載を除く(ただし、一つの市町村に一つの小学校しかない場合を除く))
- ・「出願者数」……非公開
- ・「欠席者数」……非公開
- ・「受検者数」……公開
- ・「入学許可予定者数」……公開

本件処分では、「小学校名」、「出願者数」、「欠席者数」が非公開とされた。審査請求人はこれらの情報のうち、「小学校名」のみを審査請求の対象としている。

なお、既に各欄の受検者数および入学許可予定者数が公開されているため、小学校名が公開されると、小学校ごとの受検者数および小学校ごとの入学許可予定者数がわかることになる。諮問実施機関は、これらの情報がわかることが条例第6条第1号および第6号に該当するとしており、以下、「小学校名」の非公開情報該当性について検討する。

### (3) 条例第6条第1号該当性について

条例第6条第1号は、公開請求された公文書に「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの」が記録されている場合は、原則として当該公文書を公開しないことを定めたものである。

また、本号ただし書は、上記のような情報であっても、「ア 法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職および職務遂行の内容に係る部分」については、本号の非公開情報から除外し、例外的に公開することとしている。

諮問実施機関は、本件対象公文書に記録されている情報について、条例第6条第1号本文に該当し、かつ同号ただし書アおよびイに該当しない旨を主張している。一方、審査請求人は、条例第6条第1号本文に該当せず、仮に該当するとしても同号ただし書アおよびイに該当する旨を主張している。

#### ア 条例第6条第1号本文該当性について

諮問実施機関は、受検者の友人や同じ学校からの受検者、それらの保護者や親戚等の関係者が、その受検者の受検を知っていれば、小学校ごとの受検者数および入学許可予定者数を知ることによって、ある児童が実際に受検したかどうかやその受検者が「入学許可予定者になったか否か」を特定することができるため条例第6条第1号本文に該当する旨を主張する。一方、審査請求人は、諮問実施機関の主張に対して、「個人を特定できる情報となるおそれ」という点は、蓋然性が極めて低いとして、条例第6条第1号本文に該当しない旨を主張する。

たしかに諮問実施機関が主張するように、受検者の周辺には受検者の友人や同じ学校からの受検者、それらの保護者や親戚等の関係者が存在しており、そうした関係者であれば、小学校名と受検者数、入学許可予定者数という情報を組み合わせることにより、ある児童が実際に受検したかどうかやある児童が入学許可予定者となれたか否かを識別できる場合があると認められる。

しかしながら、本件対象公文書は、受検者や入学許可予定者の氏名が記録されているものではないため、特定の児童が受検したかどうかを知らない関係者以外の者、つまり一般人であれば小学校ごとの受検者数や入学許可予定者数という数字のみをもって誰が受検したかどうかや入学許可予定者となったか否かを識別することは不可能であると認められる。

#### イ 個人識別性の判断基準について

条例第6条第1号本文で規定する「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの」の該当性を判断する場合は、当該特定の個人について特別の情報を有しない一般人が、通常入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることを

基準に判断するのが原則である。

ただし、一般人であれば個人を識別できない場合でも、特別の情報を有する関係者によって個人が識別され、権利利益が侵害されることが特に問題となるような事案については、情報の性質等を勘案して、関係者が特定の個人を識別できることを基準に判断するのが相当な場合もある。

#### ウ 本件における個人識別性の判断基準の適用について

本件で公開が求められているのは小学校ごとの受検者数および小学校ごとの入学許可予定者の数字であり、入学許可予定者となった個人の氏名の公開が求められているものではなく、非公開とされた小学校名そのものは個人識別情報と直結するものではない。

また、前述したように、県立中学校入学者選抜では、作文、面接、個人調査報告書を資料として入学候補者の選抜を行った後、その入学候補者の中から抽選を行うことによって入学許可予定者が決定されている。この入学者選抜の仕組みからすると、入学許可予定者になれなかった児童には、作文等の総合点により入学許可予定者になれなかった児童と入学候補者にはなれたものの抽選で外れたため入学許可予定者になれなかった児童がいることになる。そして、本件対象公文書には「入学候補者」の数は記録されていない。

そのため、たとえば、小学校ごとの入学許可予定者数が公開され、ある児童が入学許可予定者になっていないことが識別できたとしても、それが作文等の総合点により入学許可予定者になれなかったのか、あるいは入学候補者にはなれたものの、抽選で外れたため入学許可予定者になれなかったのかどうかまでこの情報から識別することはできないといえる。このことからすると、関係者によって入学許可予定者になれなかったということが識別されたとしても、その理由までもが特定できない以上それは個人の名誉等の権利利益を著しく傷つけるものとまではいえないと考えられる。

以上のことを勘案すると、本件対象公文書に記録される小学校名は、関係者が特定の個人を識別できることを基準に判断するほどの特別な事情がある情報とは認められず、本件については、一般人を基準に個人識別性を判断すべきと考えられる。

一般人を基準に個人識別性を判断すると、本件対象公文書に記録される小学校名という情報のみで特定の個人が受検をして入学許可予定者になったかどうかを識別することは不可能であると認められる。

以上のことから、本件対象公文書に記録された小学校名は、条例第6条第1号本文に該当する情報ではないと判断する。

#### (4) 条例第6条第6号該当性について

条例第6条第6号は、公開請求された公文書に「県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある情報が記録されている場合は、当該公文書を公開しないことを定めたものである。

なお、条例第6条第6号でいう「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、また「おそれ」の程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性

が要求されると解されるところであり、このことを踏まえて以下のとおり検討を行った。

ア 小学校の順位付け等による誤った評価が行われるおそれについて

諮問実施機関は、小学校ごとの受検者数、入学許可予定者数を公開すれば、入学許可予定者数そのものの多い、少ないによる順位付けが行われることや受検者の多い市においては、受検者数に対する入学許可予定者数の割合による順位付けが行われ、これらの順位による誤った評価が学校に対してなされ、このことにより、小学校が児童、保護者や県民から誤った評価を受けることになり、入学者選抜に対して、信頼を失うおそれがある旨を主張する。一方、審査請求人は、入学許可予定者数は一定の考査によって選ばれた受検者から、さらに抽選を行った数であり、小学校の順位付けにつながる資料ではないと主張する。

前述したとおり、県立中学校入学者選抜は、最終的には抽選で入学許可予定者が決定されるものである。従って、ある小学校の入学許可予定者数が少なかったとしてもそれは抽選の結果に過ぎない可能性もあるため、審査請求人が主張するように、必ずしも小学校の順位付けにつながる資料にはならないと考えられる。また、いわゆる進学校が他に県内外に存在することからすると、必ずしも県立守山中学校への入学許可予定者数の多い、少ない等をもって、小学校の順位付けや小学校の評価が行われるとは考えられない。さらに、県立中学校入学者選抜が学力検査ではなく、志願者の意欲や目的意識、適性等を総合的に判断して選抜されるものであることからすると、県立守山中学校への入学許可予定者数の多い、少ない等がただちに各小学校における学力水準を表すものとはいえず、小学校の順位付けにつながる資料になるとは考えられない。

以上のことからすると、公開されると小学校の順位付け等による誤った評価が行われるおそれがあるとは認められない。

イ 小学校や市町教育委員会から協力が得られなくなるおそれについて

諮問実施機関は、小学校や市町教育委員会からの信頼を失い、協力が得られなくなれば、小学校、市町教育委員会との協力体制のもとで実施してきた県立中学校入学者選抜に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

たしかに、県立中学校入学者選抜は、受検の案内や出願等の事務等の入学者選抜事務、児童や保護者に対する進路指導、入学許可予定者になれなかった児童へのケアなどといった小学校や市町教育委員会の協力によって実施されているものであり、県立中学校入学者選抜の実施に小学校や市町教育委員会の協力は不可欠であると考えられる。

しかしながら、そうした役割を担う小学校や市町教育委員会が、小学校ごとの受検者数や入学許可予定者数が公開されることのみを理由としてただちに役割を放棄し、県立中学校入学者選抜に係る事務に一切協力しなくなるという事態は、受検を希望する児童や保護者等から厳しい批判にさらされることなどを考慮すれば現実的には想定し難いと考えられる。また、実際、そうした事態が現実的に起こる可能性が少ないことは、当審査会における口頭説明の際に諮問実施機関も認めている。従って、諮問実施機関が主張する「支障」は実質的にはほとんどなく、また「おそれ」の程度も抽象的な可能性を指摘したものに過ぎないと考えられる。

以上のことからすると、公開されると小学校や市町教育委員会から協力が得られなくなり、

県立中学校入学者選抜に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。

ウ 小学校間の競争や児童の競争心、過度の受験競争をあおるおそれについて

諮問実施機関は、小学校ごとの受検者数や入学許可予定者数を公開すれば、小学校間の競争や児童の競争心をあおるおそれがあり、また、県立中学校入学者選抜において、競争試験を行ったような印象を与えてしまい、過度の受験競争を招くおそれがあると主張する。さらに、これまで県教育委員会として、児童、保護者や教育関係者に学力検査ではないとしてきた県立中学校入学者選抜に対して、小学校間の競争を目指したものではないかと誤解されるおそれがあり、今後の県立中学校入学者選抜に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

しかしながら、県立中学校入学者選抜が学力検査ではなく、志願者の意欲や目的意識、適性等を総合的に判断して選抜されるものであることからすると、特別な受験対策を行う必要はないはずであり、小学校ごとの受検者数や入学許可予定者数が公開されることによって各小学校が新たに受験対策を開始するなどして小学校間の競争が行われたり、児童に過度の受験競争をあおることになるとは考えられない。

また、諮問実施機関が主張する小学校間の競争を目指したものと誤解されるおそれや児童に過度の受験競争をあおることにつながるおそれは、抽象的な可能性を示したものに過ぎず、むしろ、そうしたおそれは、県立中学校入学者選抜について、前述したような中高一貫教育校に対する県民からの高い関心に応えてこれまで以上に情報公開を進め、適切な説明責任を果たしていくことで払拭することが可能と考えられる。

従って、公開されると小学校間の競争や児童の競争心、過度の受験競争をあおるおそれや、今後の県立中学校入学者選抜に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

以上のことから、本件対象公文書に記録される小学校名は、条例第6条第6号に該当する情報ではないと判断する。

以上により「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。



## 2 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成17年3月22日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成17年7月11日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成17年7月25日	・ 審査請求人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成17年12月26日 (第132回審査会)	・ 諮問案件について、資料に基づき、事務局から説明を受けた。
平成18年1月30日 (第133回審査会)	・ 諮問案件について、資料に基づき、事務局から説明を受けた。
平成18年2月20日 (第134回審査会)	・ 諮問実施機関から一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・ 審査請求人から意見を聴取した。
平成18年5月15日 (第135回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
平成17年6月5日 (第136回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
平成18年6月26日 (第137回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。